

# 第3次京都府子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す～

令和7年3月

京 都 府

# 第3次京都府子どもの貧困対策推進計画の概要

計画の位置付け	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に定める「都道府県計画」として策定
計画期間	令和7年4月から令和12年3月までの5年間
計画の進捗管理	PDCAサイクルに沿って実施し「京都府子どもの貧困対策検討会」で点検・評価
計画の基本理念	子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶生活保護世帯・ひとり親家庭は、平成27年度からの5年間で減少。母子家庭の約半数の就労収入は250万円未満</li> <li>▶ひとり親家庭の子どもの4～5人に1人が子どもだけで食事。ひとり親家庭の小中学生の約25人に1人が夕食を1人で食べる孤食の状況</li> <li>▶家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細かな学習支援が子どもの社会的自立につながる</li> </ul>
当面の重点施策	これまで取り組んできた各種施策を引き続き実施するとともに、当面、次の5本の柱の施策について重点的に実施

## 1. 連携推進体制の構築

### ○地域における教育と福祉の連携体制の強化

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進

### ○関係機関・団体の連携推進

- ・市町村における貧困対策の窓口構築の推進
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進
- ・幼児教育センターを活用した協働ネットワークの構築

など

## 2. ライフステージを通した子どもへの支援

### ○適切な支援につなげるための体制整備

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・支援を必要とする子ども・若者への相談体制の充実
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

### ○子どもの貧困に対する理解促進

- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・子どもの貧困問題と、その背景にある課題への理解促進

### ○個別の課題に対する支援

- ・虐待防止への支援
- ・社会的養護を必要とする子ども・若者への支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・ひきこもりの子ども・若者への支援
- ・多様な困難を抱える子ども・若者への支援

など

## 3. ライフステージ別の子どもへの支援①

就学前

### ○養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村の母子保健・福祉施策との連携
- ・助産師等による専門的支援や子育て支援事業従事者への研修の実施

### ○保育・幼児教育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の整備及び保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保と質の向上

など

## 3. ライフステージ別の子どもへの支援②

小・中学生期

### ○学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時からの一人ひとりの状況に応じた支援
- ・不登校児童生徒への支援の充実

### ○地域における支援の充実

- ・ひとり親家庭等の子どもへの体験活動の機会の充実
- ・NPO・自治会等と連携した学習環境づくりの推進

など

高校生期以降

### ○学校における学習支援や学習環境の充実

- ・学習等に課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・不登校生徒への支援の充実

### ○若者への進路・就労支援の充実

- ・個々の状況に応じたキャリア教育の推進
- ・若年者等の円滑な就業とスキルアップを一貫支援する取組の推進
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進

など

## 4. 子育て当事者への支援

### ○ひとり親家庭等への就業支援

- ・ひとり親家庭の親や子に対する資格取得支援

### ○子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化制度や給付型奨学金制度の活用
- ・「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」の充実

### ○生活基盤の安定のための支援

- ・ひとり親家庭への給付や貸付の充実
- ・養育費確保の支援
- ・生活安定のための住宅確保の支援

### ○社会的孤立を防ぐ取組の推進

- ・ひとり親家庭等の精神的負担軽減のための相談支援

など

## 5. 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

### ○調査研究の実施

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

# 目 次

<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
1 計画改定の趣旨 .....	1
2 計画の期間 .....	2
3 計画の進捗管理 .....	2
4 京都府の子育て関係諸計画、都道府県こども計画との 関係 .....	2
<b>II 計画の基本理念と基本的視点</b>	<b>3</b>
1 基本理念 .....	3
2 基本的視点 .....	3
<b>III 子どもの貧困に係る現状と課題</b>	<b>4</b>
1 子どもの貧困に係る基礎データ .....	4
2 ひとり親家庭の状況 .....	5
3 貧困が及ぼす子どもへの影響 .....	7
4 多様な困難を抱える者 .....	10
<b>IV 重点施策</b>	<b>11</b>
1 連携推進体制の構築 .....	11
2 ライフステージを通した子どもへの支援 .....	13
3 ライフステージ別の子どもへの支援 .....	15
4 子育て当事者への支援 .....	21
5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進 .....	23
<b>V 重点施策体系</b>	<b>24</b>
重点施策の体系図 .....	24
<b>VI 参考資料：用語解説</b>	<b>26</b>
<参考>子どもの貧困に関する指標一覧 .....	27
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	30
こども大綱 .....	33

# I はじめに

## 1 計画改定の趣旨

「令和4年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査（平成30年）では15.7%であったものが令和3年には15.4%とやや改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的貧困率も14.0%から11.5%へと、前回調査から改善しているものの、依然として子どもの9人に1人は、平均的な所得の2分の1より低い世帯で暮らしています。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況です。

国においては、平成26年1月に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきましたが、令和6年9月に法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に改められ、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することが目的とされたところです。

また、推進法の改正に先立ち、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、子どもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策等を取りまとめた「こども大綱」（以下「大綱」という。）が、令和5年12月に閣議決定されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき支援を実施してきたところですが、現行の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」の計画期間が、令和7年3月で満了することに伴い、「こども基本法」や大綱及び現在の子どもの巡る社会状況を踏まえるとともに、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図ることとしております。

## 2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

## 3 計画の進捗管理

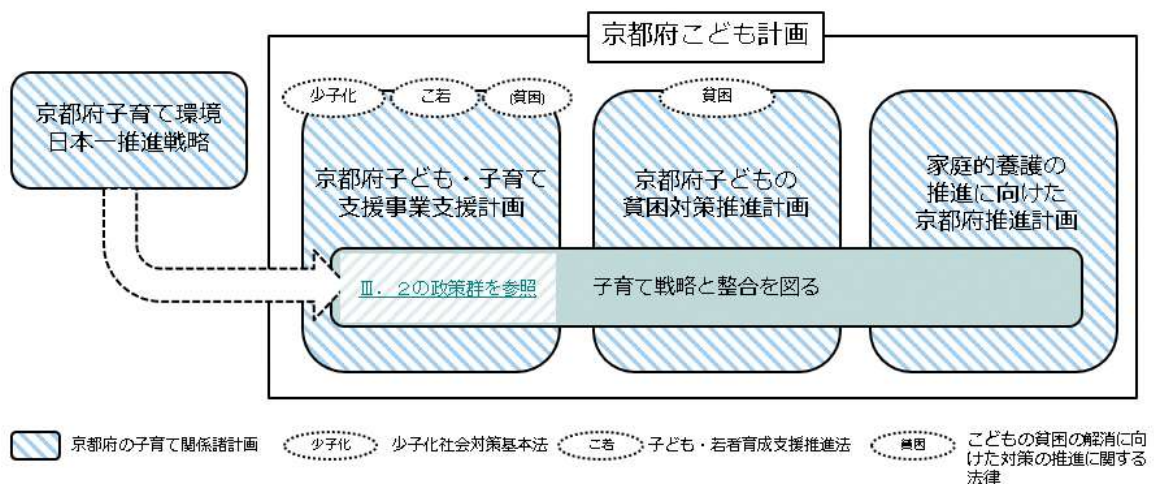
(1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者、貧困問題に関わる当事者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。

(2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

## 4 京都府の子育て関係諸計画、都道府県こども計画との関係

「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「戦略」という。）は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととされております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる戦略の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



## Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

### 1 基本理念

子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、

全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

### 2 基本的視点

- 全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、権利の主体として、その多様な人格・個性が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 子どもや若者の視点を尊重し、子どもや若者の意見を踏まえた施策を展開
- 義務教育を終えた後の所属のない者など、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・若者に対して総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、子育て当事者家庭に対して、就労から経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを包括的に実施
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 全ての子どもが、府内の身近な地域で、安全で安心して自分らしく過ごせる多様な居場所の設置を推進
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの社会的孤立を防ぐとともに、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

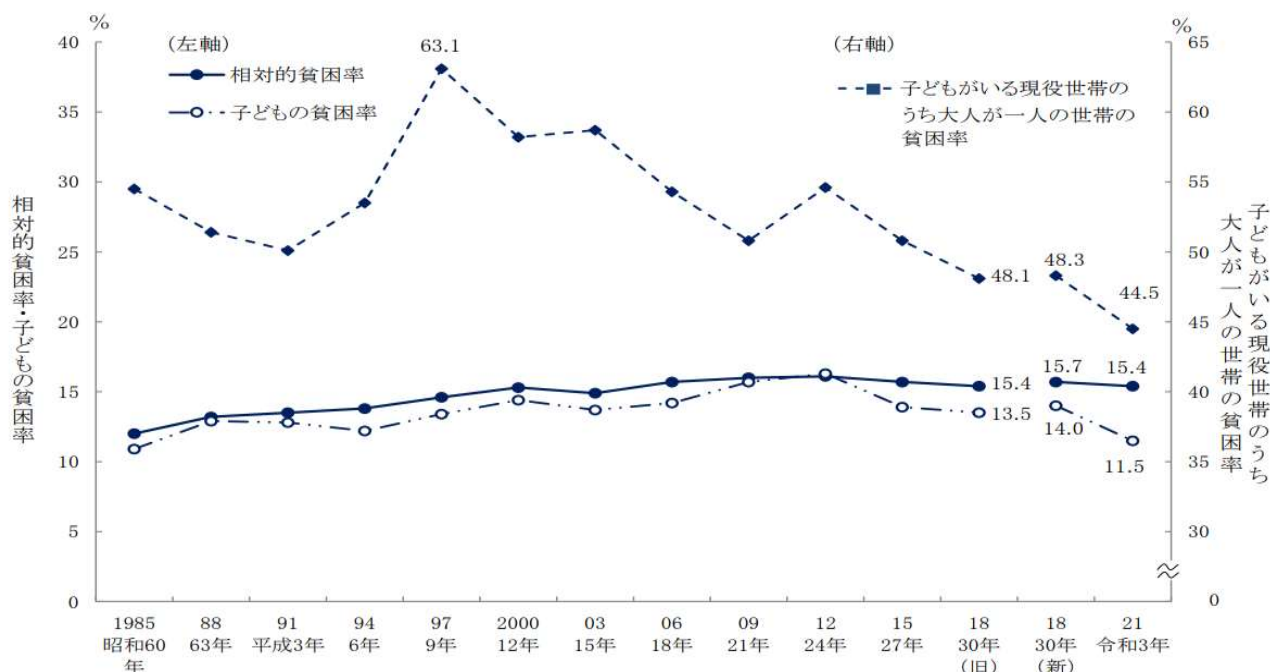
### Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

#### 1 子どもの貧困に係る基礎データ

##### (1) 子どもの貧困率の推移

- ・ 9人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
- ・ ひとり親世帯の約半数は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成30年)では15.7%であったものが令和3年は15.4%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的な貧困率も14.0%から11.5%と、前回調査から改善している。また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況。

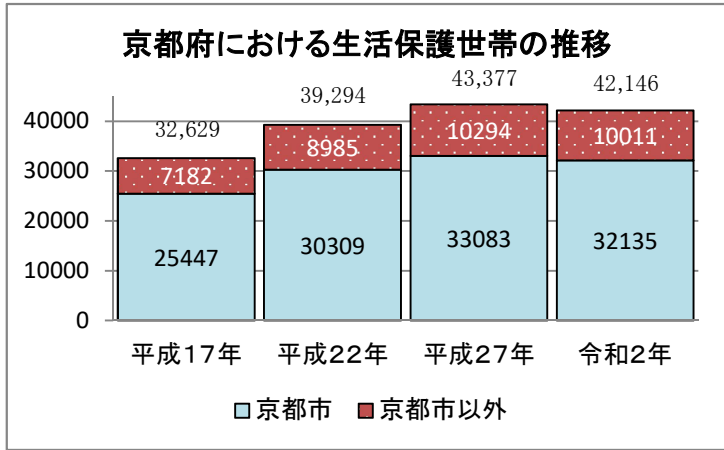


(令和4年国民生活基礎調査)

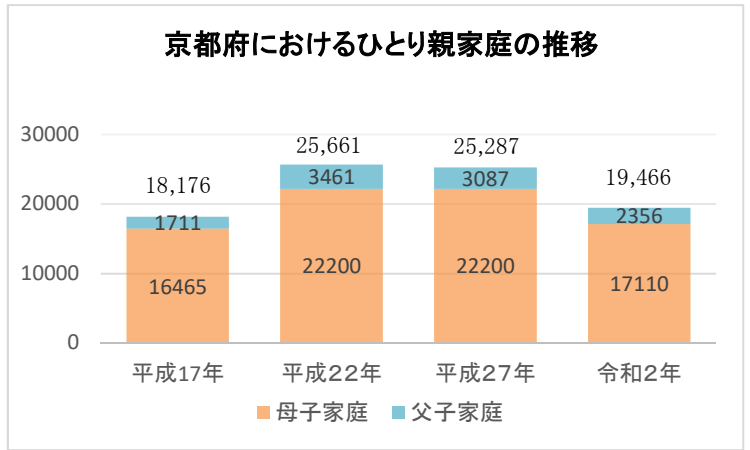
##### (2) 生活保護世帯・ひとり親家庭の世帯数について

- ・ 生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成27年からの5年間で減少傾向

府の生活保護受給者は、令和6年12月時点で51,926人、世帯数は41,195世帯、保護率は2.06%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成27年からの5年間で減少している。



(京都府地域福祉推進課調べ)



(国勢調査)

## 2 ひとり親家庭の状況

### (1) 就労収入

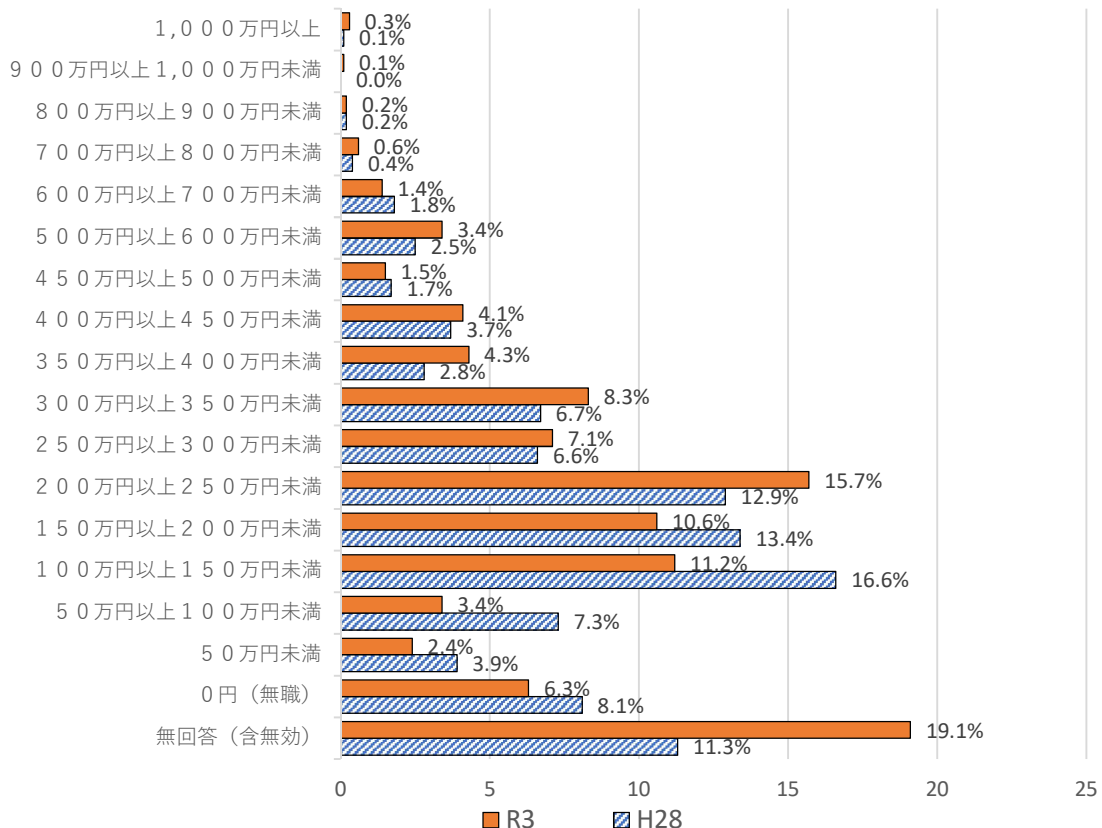
#### ・ 母子家庭の約半数の就労収入が250万円未満

令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は243.2万円と、前回（平成28年度）から34.2万円増加したものの、就労以外の平均収入（手当等）58.2万円と合わせても301.4万円しかなく、また、250万円未満である世帯が49.6%と約半数を占めており、依然として厳しい状況にある。

また、父子家庭の平均就労収入（387.1万円）との差が約143.9万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。

→ 引き続き、就労収入の底上げを図るため、ひとり親家庭自立支援センターを中心に、就労支援を継続して行う必要がある。

#### 母子世帯の年間就労収入



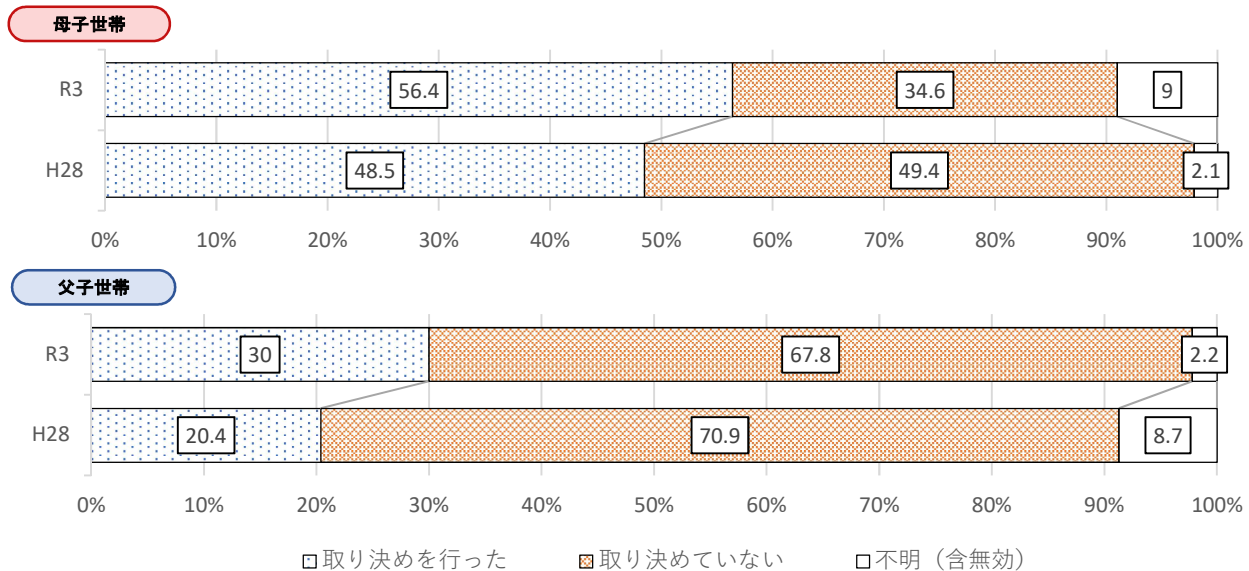
(京都府家庭・青少年支援課調べ)

## (2) 養育費

### ・ 母子・父子ともに取り決めを行っている割合が増加

養育費について、取り決めを行っている割合は、前回調査(平成28年)から、母子で7.9%、父子で9.6%増加している。

→ 取り決めを行っている世帯は増加傾向にあるものの、養育費の確保は子どもにとって不利益が生じないようにするために重要な課題であり、法律相談の実施などを通じて引き続き支援が必要。



(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

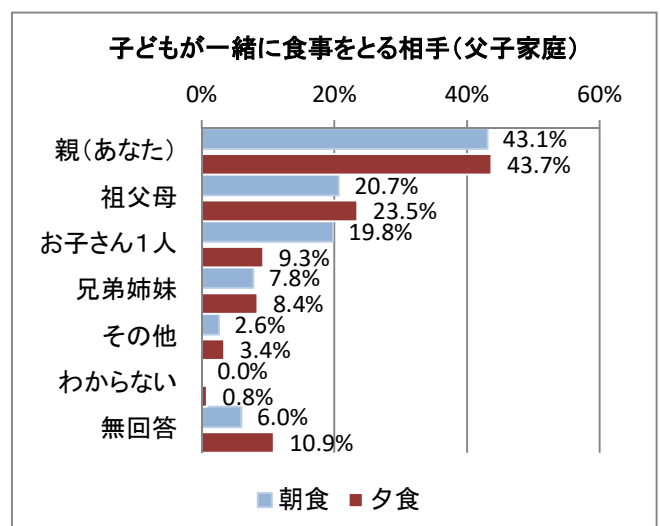
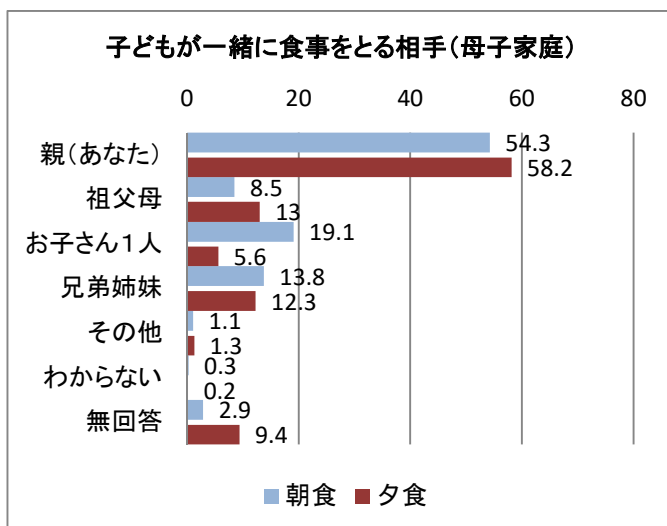
## (3) 食事の環境

### ・ ひとり親家庭の子どもの4人～5人に1人が子どもだけで食事

### ・ ひとり親家庭の小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態

子どもの食事相手について、ひとり親家庭では子ども1人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食で約3割(母子32.9%、父子27.6%)、夕食で2割近く(母子17.9%、父子17.7%)となっており、子どもの4～5人に1人が子どもだけで食事をしている状態で、前回調査(平成28年度)の5人に1人より深刻化している。そのうち末子が小・中学生の家庭で、夕食を子ども1人で食べている割合は母子4.0%、父子4.6%となっており、小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態にあり、こちらも前回調査(平成28年度)の40人に1人よりも深刻化している。

→ 孤食の状態がさらに深刻化している状況であり、きょうとこどもの城づくり事業を中心に、地域で支える仕組みづくりを行っていく必要がある。



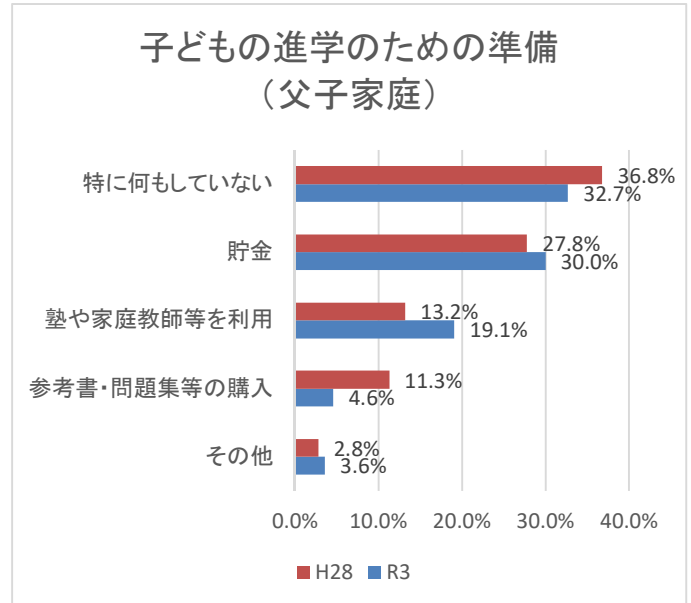
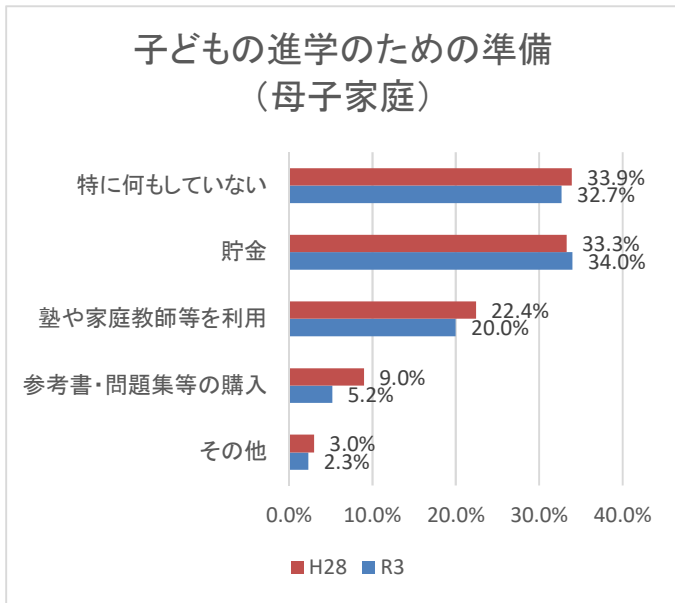
(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

## (4) 子どもの進学のための準備

- ・ 主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子32.7%、父子32.7%)が特に何もしていない状況であり、前回調査(平成28年度)からほぼ変化していない。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答(母子84.6%、父子58.3%)しており、前回結果(母子88.7%、父子70.5%)からやや改善しているものの、大きな変化はない状況。

→ ひとり親家庭の経済的な厳しさが依然として見られることから、修学に係る授業料の支援や給付型の奨学金などの経済的支援を引き続き実施する必要がある。



(令和3年度京都市母子・父子世帯実態調査)

## 3 貧困が及ぼす子どもへの影響

### (1) 就学前

- ・ 保育所等への入所状況は、前回結果から横ばい

子どもが保育所等に入所できない母子世帯の割合は令和3年度で2.9%となっており、前回調査(平成28年度)から横ばいとなっている。

→ 入所状況については、前回から大きな変化はないが、子育て当事者が子どもを安心して育てることができるよう、引き続き保育環境の整備を推進する必要がある。

#### 【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位: %)

	母子家庭		父子家庭	
	令和3年	平成28年	令和3年	平成28年
幼稚園	10.2	8.6	0.0	7.1
保育所	78.4	79.2	80.0	85.8
無認可保育所	1.2	1.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	2.9	2.0	0.0	0.0
通園していない	7.3	9.2	20.0	7.1

(京都市家庭・青少年支援課調べ)

## (2) 小・中学生

### ・ 家庭の経済状況が学力に影響

小・中学生を対象にした「全国学力・学習状況調査」の学力テストの結果において、年度によって差の増減はあるものの、全ての教科で経済的に困難な家庭の子どもの正答数が府全体を下回っている傾向は変わっていない。

中学校卒業生徒の主な進路状況についても、経済的に困難な家庭の子どもの全日制高校への進学率が府全体より低い状況は変わっていない。

一方で、経済的に困難な家庭の子どもであっても、生活習慣・学習習慣が身につけていれば正答数が平均を上回る傾向が見られる。

→ 経済的に困難な家庭の学力や進学率が府平均を下回る状況は変わっていないことから、引き続き生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細かな支援が必要。

(注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。

2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

### 「全国学力・学習状況調査」における学力テストの状況(令和元年度・5年度の結果)

#### ◇学力テストの平均正答数

##### ○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	5.5	7.1	6.7	6.2
準要保護家庭の子ども	7.6	8.1	8.0	8.6
府全体	9.1	9.6	9.5	10.2
【問題数】	14	14	14	16

##### ○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	4.1	7.5	5.2	5.6
準要保護家庭の子ども	6.3	9.3	7.7	6.6
府全体	7.3	10.6	9.7	7.7
【問題数】	10	15	16	15

(注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計

(京都府教育委員会調べ)

#### ◇府全体の平均正答数を1とした指数による状況の比較

##### ○ 小学校6年生

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.60	0.74	0.71	0.61
準要保護家庭の子ども	0.84	0.84	0.84	0.84
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

##### ○ 中学校3年生

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.56	0.71	0.54	0.73
準要保護家庭の子ども	0.86	0.88	0.79	0.86
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

(京都府教育委員会調べ)

### ◇中学校卒業生徒の主な進路状況

(令和元年度中学校3年生及び令和5年度中学校3年生)

(単位:%)

		京都府		要保護家庭の子ども		準要保護家庭の子ども	
		R元	R5	R元	R5	R元	R5
高等学校等へ進学した者		99.1	99.0	92.4	94.2	98.2	98.4
高校	全 日 制	92.1	90.4	69.0	68.6	87.3	83.7
	定 時 制	1.5	1.6	4.8	7.0	2.6	3.4
	通 信 制	3.1	5.3	11.0	12.8	5.2	9.4
特別支援学校高等部		1.3	0.9	7.6	5.8	2.7	1.8
高等専門学校		1.1	0.8	0.0	0.0	0.4	0.1

(注) 府内の全公立中学校(京都市立を除く)悉皆調査

「高等学校等へ進学した者」とは、高等学校(全課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校へ進学した者

(京都府教育委員会調べ)

## (3) 高校生

### ・ 家庭の経済状況が高校等での中退率と大学等進学率に影響

経済的に困難な家庭の高校生等の状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学等進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

→ 経済的に困難な家庭の進学率は依然として厳しい状況であることから、引き続き、きめ細かな学習支援により高校等中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につなげる取組が必要。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

### ◇令和4年度高等学校等生徒状況一覧

(単位:%)

	生活保護世帯	【参考】 京都府内高等学校
高等学校等中退率	1.5 (※1)	1.3 (※3)
大学等進学率	54.4 (※2)	84.7 (※4)

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校

2 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、専修学校又は各種学校に進学した者の割合

3 令和4年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)

4 令和5年度学校基本調査(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科又は専修学校専門課程に進学した者の割合

## 4 多様な困難を抱える者

### (1) 虐待

#### ・ 虐待通告件数は近年増加傾向

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。近年の虐待通告件数は増加傾向にある。  
→ 通告件数は増加傾向にあることから、虐待の未然防止から再発防止に至るまで、総合的に取組を進める必要がある。

#### 京都府児童相談所における児童虐待通告等

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673
前年度比	121.1%	96.1%	105.2%	105.6%	98.2%

※児童相談所が虐待通告を受け付けた件数

### (2) 社会的養護

#### ・ 児童養護施設の子どもの大学進学率は低い状況

社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえると、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

京都府の児童養護施設の子どもの大学等進学率は、40%と厳しい状況となっている。

→ 社会的養護経験者が将来的に困難に陥ることがないように、相談支援や自立に向けた支援を進める必要がある。

#### 児童養護施設の子どもの進学率

	京都府	全国
中学校卒業後	100%	97.7%
高校等卒業後	40%	38.6%

※こども家庭庁「児童養護施設等入所状況調査」(令和4年5月1日時点)

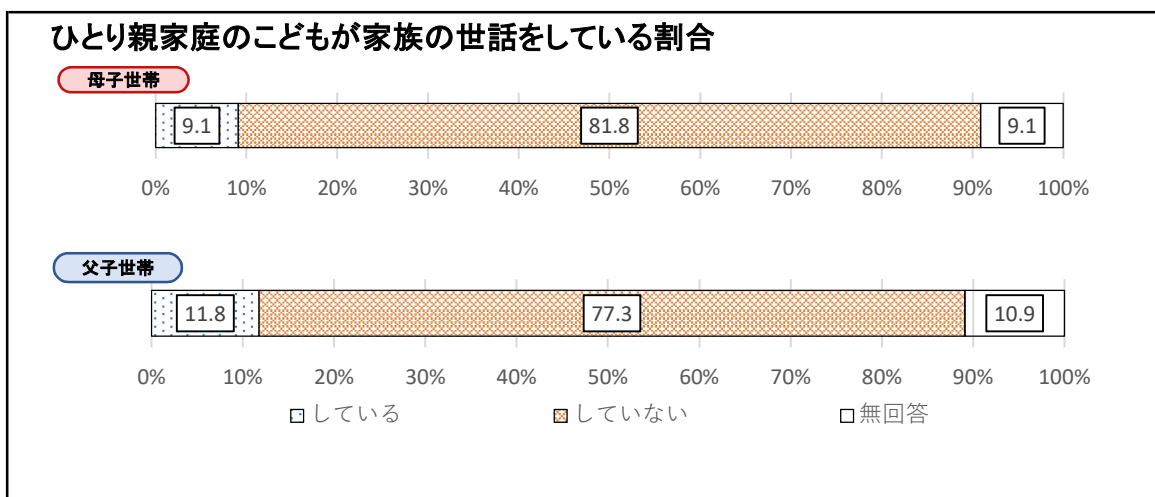
### (3) ヤングケアラー

#### ・ 家族のお世話をするヤングケアラーと考えられる子どもが一定数存在

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利に重大な侵害が生じる可能性があり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

府のひとり親家庭を対象にした実態調査では、約1割(母子9.1%、父子11.8%)の子どもが日常的に家族の世話をしており、国調査の中高生全体(4~6%)と比べ高い傾向となっている。

→ 家族のケアを行っている子どもが一定数いることを踏まえて、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に相談支援などを通じて、早期発見・早期支援につなげる必要がある。



(京都府家庭・青少年支援課調べ)

## IV 重点施策

京都府においては、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージを通じた子どもへの支援」、「ライフステージ別の子どもへの支援」、「子育て当事者への支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的に推進していきます。

### 1 連携推進体制の構築

#### 【施策の方向性】

- 学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組めます。
- だれ一人取り残されることなく、全ての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

#### 【具体的な取組】

#### (1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化（学校プラットフォーム）

- 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
  - 「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、学校と福祉関係機関や地域の支援団体等との連携を推進し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。
- 人材育成の推進
  - まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行う際の対応力向上のための研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる指導を行い、資質の向上を図ります。
  - あわせて、支援を必要とする児童生徒へ早期に対応するため、教職員に対する研修体制の推進を図ります。
- 学校と地域による総合支援
  - 小中学校に配置・派遣するまなび・生活アドバイザーと福祉関係機関が核となり、地域のNPOや自治会、民生・児童委員等の関係団体により、子どもの学習・生活に関わる様々な環境を改善するためのネットワークを構築します。

## (2) 関係機関・団体の連携推進

- 市町村における子どもの貧困対策窓口構築の推進
  - ・ 支援を要する子どもや家庭からの子どもの貧困に関する包括的な相談窓口の構築を推進するため、市町村の子どもの貧困対策推進計画の策定支援を通じた体制確保や、子育てに困難を抱える家庭も含めて支援を行うことも家庭センターの設置推進など、市町村における支援体制整備が進むよう努めます。
  
- 地域ネットワークの強化
  - ・ 保健所・市町村・教育機関・NPO等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。  
また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。
  
- きょうとこどもの城づくり事業の推進
  - ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。  
また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。
  - ・ 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。
  - ・ こどもの城づくり事業において、地域の実情に応じた貧困対策を展開するため、地域の拠点となるNPO等が、地域のこどもの居場所や子ども食堂の開設・運営に係る支援やネットワーク構築等を行うことができるよう、保健所や市町村、教育機関が支え手の役割を果たしながら、取組を進めます。
  - ・ 子どもたちや支援者同士の交流について促進するために、こどもの居場所実施団体同士の意見交換等を通じて、好事例の共有を図り、子どもたちや支援者同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。
  
- 市町村支援の充実
  - ・ 子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。
  
- 連携支援
  - ・ 保育・幼児教育の質の向上を図るため、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの機能を充実させるとともに、公私立幼稚園・保育所・認定こども園を通じた協働ネットワークの構築を推進します。

- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

## 2 ライフステージを通じた子どもへの支援

年代にかかわらず多様な課題を抱えた子ども・若者に対して一体的に支援を行うため、ライフステージを通じた施策を推進します。

### 【施策の方向性】

- ・ 課題を抱える子ども・若者に対し、教育と福祉の連携のもと、専門人材の配置や相談窓口の設置等を通じて、相談から適切な支援につなげるための仕組みを構築します。
- ・ 支援を要する個別課題を抱える子ども・若者に対し、関係機関が連携して早期発見・早期支援に取り組むとともに、社会への適応を支援します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 適切な支援につなげるための体制整備

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
  - ・ 多様な課題を抱える児童生徒や家庭にきめ細かな支援ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
  - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携して子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
- 支援を必要とする子ども・若者への相談支援体制の充実
  - ・ 学校不適応や不登校など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
  - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てや子どもとの関わり方などの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して、適切な支援が行われるよう各種相談窓口の設置や学校への支援体制を充実します。
  - ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにもアクセスが可能な個別の課題に応じた福祉分野の相談窓口を設置し、支援につながる仕組みづくりを進めます。

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決困難な課題に対応するため、市町村における相談者や内容の属性にかかわらず、包括的に支援する体制の構築を促進します。

○ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

- 各種支援制度について、中高生にもわかりやすく広報を行うとともに、児童生徒が進路等を検討する際に案内するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細かな支援に努めます。

## (2) 子どもの貧困に対する理解促進

○ 社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進

- 家庭や地域の絆、子どもを慈しみ育てることの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。

○ 子どもの貧困問題と、その背景にある課題への理解促進

- 子どもの貧困問題に関して、その背景にある社会的要因を含め、課題に対する理解を深めるための研修や学習を実施し、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成を図ります。

## (3) 個別の課題に対する支援

○ 虐待防止への支援

- 急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進します。

○ 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援

- 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。
- 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、退所前から施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付けの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。

○ ヤングケアラーへの支援

- 学校と連携した広報啓発による認知度向上の取組をはじめ、市町村と協働したヤングケアラーの実態調査の実施や、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に、相談支援や、関係機関向けの研修、市町村の支援体制整備の支援を行うとともに、当事者同士のピアサポートを推進します。

- ひきこもりの子ども・若者への支援
  - ・ ひきこもりの早期把握、相談支援、社会適応訓練等を実施し、ひきこもりの子ども・若者の社会適応から自立までを一体的に支援します。
- 多様な困難を抱える子ども・若者への支援
  - ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止・再犯防止を図ります。
  - ・ 外国につながりを持つ子どもや精神疾患を抱える子どもなど様々な状況にある子どもが、将来貧困につながることはないよう、総合的に取組を推進します。

### 3 ライフステージ別の子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

#### 就学前

##### 【施策の方向性】

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援につなげるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

##### 【具体的な取組】

#### (1) 養育環境の早期把握と早期対応

- 市町村の母子保健・福祉施策との連携
  - ・ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村のこども家庭センターの設置・運営の支援を行うとともに、妊娠期からの伴走型相談支援や乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。
- 妊娠から子育てまでの包括支援
  - ・ 乳児のいる全ての家庭へ訪問（乳児家庭全戸訪問）し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。

- 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- 市町村こども家庭センターにおいて、支援を必要とする家庭にきめ細かな支援を提供できるよう、助産師等による専門的支援や子育て経験者等による家事や育児の支援等の子育て支援事業の従事者を対象とした資質向上・養成研修を実施します。
- 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など継続支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関との連携・情報共有システムの更なる充実・強化を図るとともに、きょうと子育てピアサポートセンター、市町村、NPOが連携し相談体制の充実を図ります。

## (2) 保育・幼児教育の充実

- 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
  - 幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。
- 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備
  - 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保を図ります。
- 保育人材等の確保・質の向上
  - 全ての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
  - 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や、教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
  - 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。
- 子育て環境の整備
  - 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
  - こども家庭センター等と連携して家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を早期に把握し、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。

## 小・中学生期

### 【施策の方向性】

- 小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取組みます。
- 不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援を取組みます。
- こどもの居場所などNPO等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細かな学習支援や生活支援等に取り組む、子どもたちが社会で生きる力を身につけられるよう学校教育に限らない多様な教育の機会や体験の場を確保できるよう推進します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 学校における学習・個別支援の充実

##### ○ 学習支援・個別支援の実施

- 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- 小学校段階におけるつまずきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細かな学習支援を実施します。
- 児童生徒一人ひとりの伸びと変容を把握し、個々の児童生徒に最適な指導・支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲や可能性を最大限に引き出す取組を推進します。
- あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れたりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- 子どもたちが、農作業や調理等の体験をすることで、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心を育む実践型の食育に取り組めます。
- 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力の更なる向上を図る取組を推進します。
- 中学校卒業までを見通して全ての子どもの主体性を育むため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組めます。
- 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

○ 不登校児童生徒への支援の充実

- 不登校児童生徒への支援を充実するため、市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）に専門職員を配置する等、機能充実を図るとともに、デジタルツールなどを活用して児童生徒の心身の変化を早期に把握し、早期支援につなげられるよう取組みます。
- ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校や市町（組合）教育委員会と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
- 不登校傾向のある児童生徒に対し、学校内での居場所づくりや小中学校での切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- 不登校等教室に入りにくい児童生徒に対し、ICTを活用した学習機会の保障に取り組みます。

(2) 地域における支援の充実

○ 地域で子どもを支える支援体制の充実

- 子ども・若者の健やかな成長につながる体験活動について、地域団体等とも連携し、機会の充実を図ります。
- 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
- NPOや自治会等と連携を図り、様々な課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
- NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ食育の機会の充実を図ります。
- 府の支援を受けてこどもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出出を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
- 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験の場を提供します。
- 社会福祉法人が実施する地域の子どもたちに対する地域貢献活動等を支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

- きょうとこどもの城づくり事業の推進
  - ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。  
また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。（再掲）
  - ・ 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。（再掲）
  - ・ こどもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

## 高校生期以降

### 【施策の方向性】

- ・ 中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな学習支援と学習環境の整備、キャリア教育に取り組めます。
- ・ 大学・企業や就労支援関係機関と連携し、若者の就職・定着支援や社会的自立に向けた相談体制の構築、就労支援に取り組めます。

### 【具体的な取組】

#### (1) 学校における学習支援や学習環境の充実

- 学習支援・個別支援の実施
  - ・ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的な学習を支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
  - ・ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
  - ・ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
  - ・ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
  - ・ 不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な学習ニーズに対応するとともに、様々な将来の進路選択等に応じていくため、京都フレックス学園構想に基づく昼間定時制高校や全日制課程における柔軟な教育システムの充実を図ります。

- 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。
- 不登校生徒への支援の充実
  - ひきこもりがちな不登校生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校等と連携し、不登校生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
  - 不登校等教室に入りにくい生徒に対し、ICTを活用した学習機会の保障に取り組みます。

## (2) 若者への進路・就労支援の充実

- キャリア教育の推進
  - 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用して進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
  - 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。（再掲）
- 就職支援員の配置
  - 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談や求人事業の開拓等を行い、就職を支援します。
- 特別支援学校の生徒への支援
  - 特別支援学校の生徒を対象に、職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定の実施等、関係機関と連携して多様な分野での職業的自立と就労意欲の向上を目指します。
- 若者の自立に向けた伴走支援
  - 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。
- 若年者等の円滑な就業とスキルアップを一貫支援する取組
  - 不本意ながら非正規雇用で就労している若年者等に対し、需要過多にある専門性の高い職種へのキャリアチェンジをサポートするため、専門訓練受講予定の段階で、専門人材を求める企業とマッチングし、就職してから訓練受講する支援プログラムにより、安定雇用化を促進します。

- 若者に対する就職・定着支援の推進
  - ・ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。
- 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
  - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

## 4 子育て当事者への支援

### 【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組を行い、子育て当事者家庭の生活基盤が安定するまで継続して支援します。

### 【具体的な取組】

#### (1) ひとり親家庭等への就業支援

- ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ひとり親の自立及び福祉の向上を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて京都ジョブパーク等と連携した就労支援を行います。

#### (2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援
  - ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。
- 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等への支援の充実
  - ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
  - ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取組みます。

- 全ての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに、高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」を充実します。
- 経済的理由によって就・修学ができない状況が生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

### (3) 生活基盤の安定のための支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
  - 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、児童扶養手当や福祉資金貸付金、給付型の奨学金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 養育費確保の支援
  - ひとり親家庭自立支援センターでの弁護士による無料の法律相談や市町村向けの養育費研修などの取組を通じて、養育費確保のための支援を推進します。
- ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
  - ひとり親家庭等の子どもが親の就労環境により生活の質の低下につながらないように、市町村やひとり親家庭自立支援センター、地域団体等を通じて支援を図ります。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
  - 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- 住宅確保の支援
  - 生活困窮家庭やひとり親家庭に対して、住宅資金の貸付や給付等を行うことにより、生活の基盤構築の支援を行います。

### (4) 社会的孤立を防ぐ取組の推進

- 親同士の交流や精神的負担軽減への支援
  - 課題を抱える家庭の社会的孤立を防ぐため、親同士の情報交換や交流を図る取組の支援を行います。

- こどもの居場所や子ども食堂において、参加する家庭同士の交流や親への学び直しの支援などを行います。
  - ひとり親家庭等の精神面での負担軽減を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて心理士による相談や離婚前後の相談支援を行います。
- 京都府ひとり親家庭「支援推進月間」の推進
- ひとり親家庭に対する支援施策の周知を図り、必要な支援につなぐとともに、ひとり親家庭の親や子が社会で孤立することのないよう、社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

## 5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

### 【施策の方向性】

- 貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもが置かれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組めます。

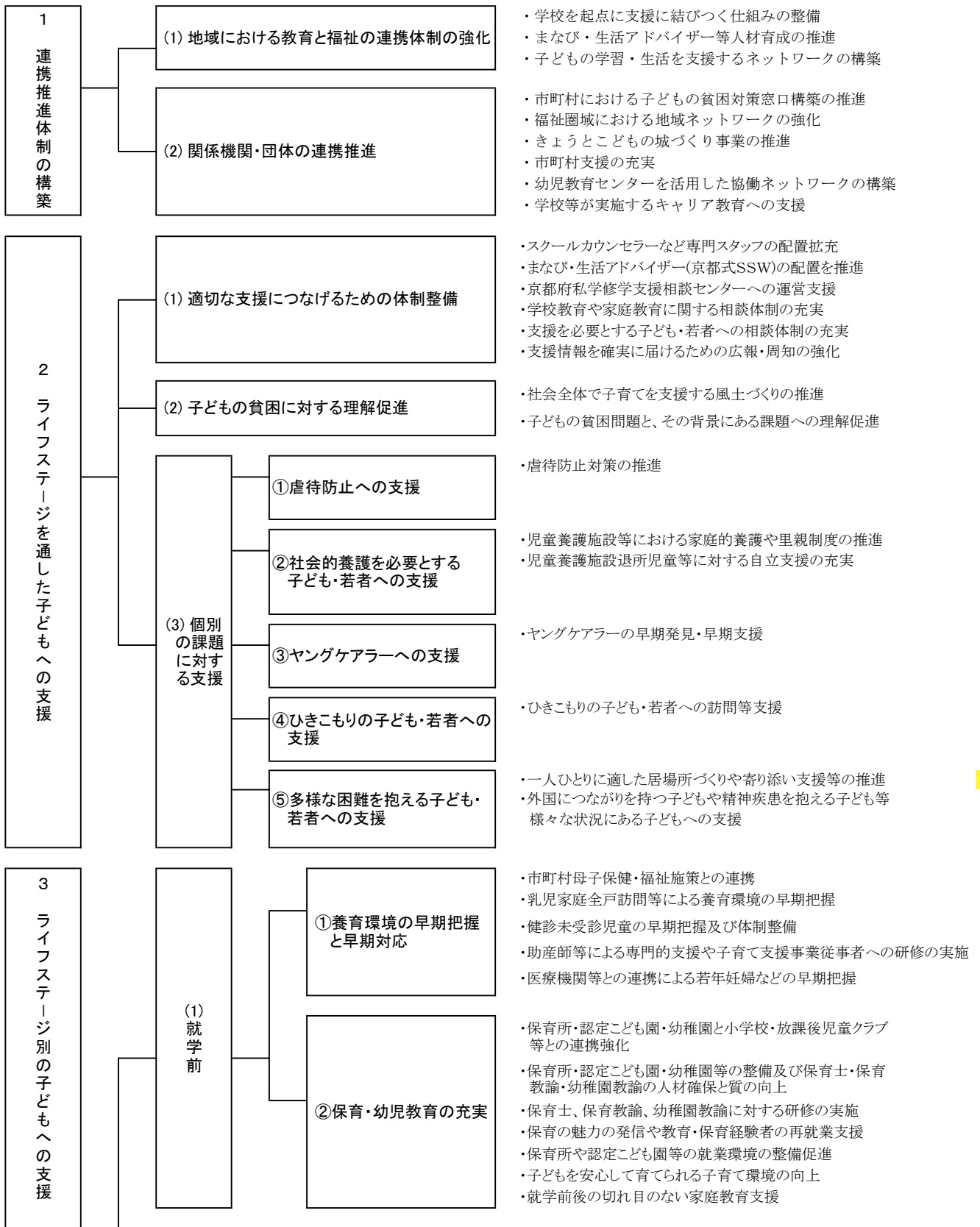
### 【具体的な取組】

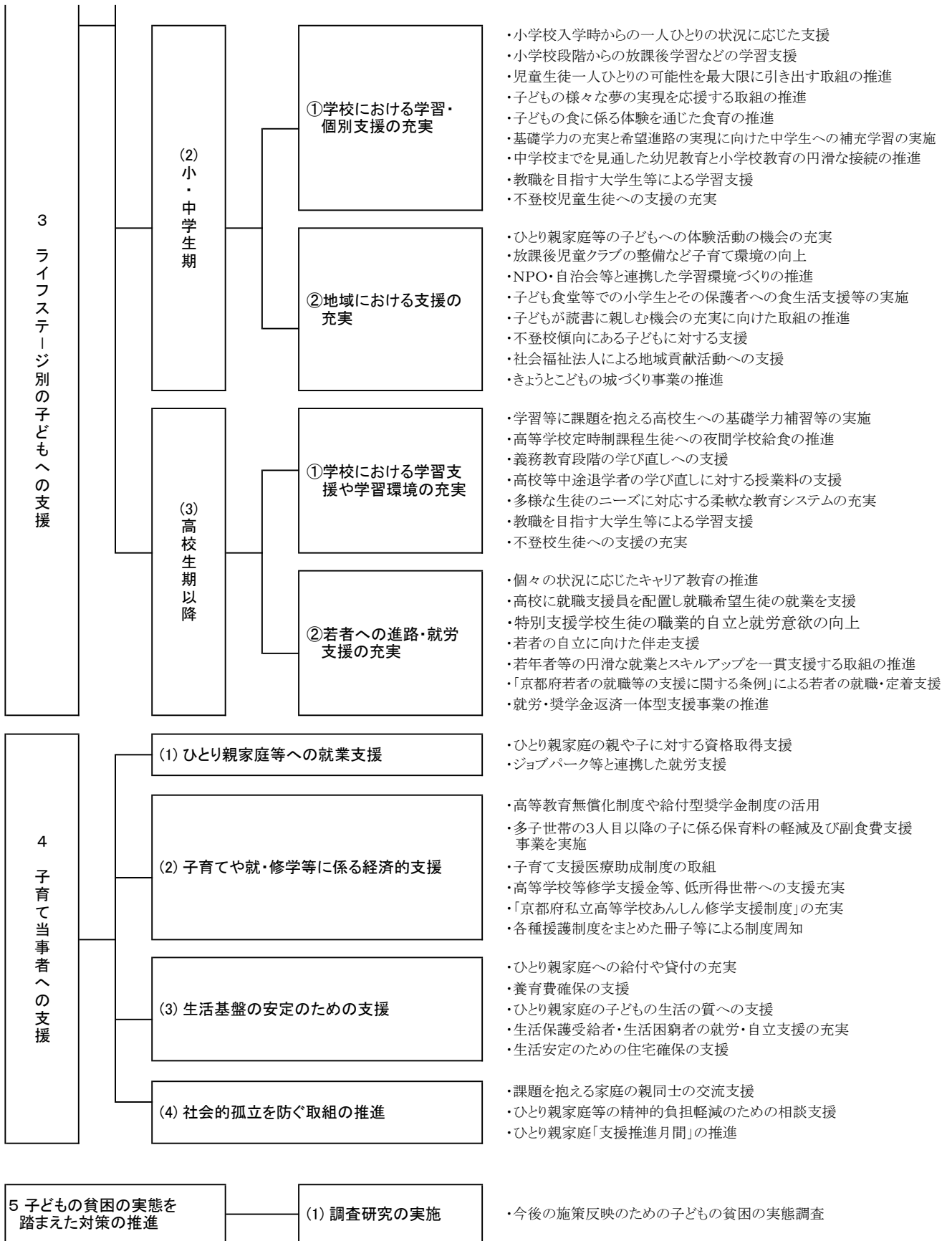
#### (1) 調査研究の実施

- 施策を適切に推進するためには、子どもが置かれている貧困の実状（生活や学力等）を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

# V 重点施策体系

## ◆重点施策の体系図 第3次計画（令和7年度～令和11年度）





## VI 参考資料：用語解説

頁	用語	解説
1 4	相対的貧困率	可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人の所得)を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、所得額がこれを下回る世帯の割合
10 14	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
11 13	まなび・生活アドバイザー	学校等に配置され、福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につなげる者
12 15 16	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に一体的な相談支援を行う機関
12 19	きょうとフードセンター	食材提供団体等が社会福祉施設や流通業者等と連携し、子ども食堂や子どもの居場所等へ食材を届ける仕組みを構築し、ボランティアの養成等、子ども食堂等への人材の供給・育成を行う拠点
13 19 20	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
14	里親制度	親の病気や虐待等、様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
15	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業
16	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育・保育施設への巡回・助言や研修等を行う者
18	教育支援センター	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行う施設(府内18市町が設置)
18 20	脱ひきこもり支援センター	ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援するための拠点として、平成29年4月に家庭支援総合センター内に設置し、福知山総合庁舎内にサテライトを設置
18	フリースクール	一般にNPO等の民間団体が運営し、不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設。京都府は府内6施設を府認定フリースクールとして連携協力
19	京都フレックス学園構想	多様な生徒の学習ニーズに対応するため、柔軟な教育システムや社会的自立を支援する教育を柱とした構想
20	自立就労サポートセンター	長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施
21	就労・奨学金返済一体型支援事業	京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する事業
21	京都ジョブパーク	正規雇用の拡大をはかるため、若年者をはじめ、中高年齢者や女性、障害のある方等幅広い府民を対象に、ハローワークと一体になって、相談から人材育成、就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する就業支援施設。
22	京都府私立高等学校あんしん修学支援制度	家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減する事業
22	福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度
22	就労活動促進費	生活保護受給者のうち、早期に就労による保護脱却が可能と生活保護実施機関が判断する者で、活動要件を満たす者に対して月額5,000円を原則6か月以内の期間において支給するもの
22	就労自立給付金	生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して給付金を支給するもの

# 子どもの貧困に関する指標比較表

( ) は前回調査での数値

No.	新指標	京都府数値	全国数値	国数値の根拠
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	89.1% (94.5%)	92.5% (93.7%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学人数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
2	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	1.5% 6.3%)	3.7% (4.1%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
3	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	54.4% (44.1%)	42.9% (36.0%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	100% (100%)	97.7% (95.8%)	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	40% (63%)	38.6% (30.8%)	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	母子 88.6% (87.8%) 父子 80.0% (92.9%)	母子 79.1% 父子 82.3% (81.7%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の子どもの数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
7	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	母子 94.5% 父子 96.2% (95.9%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数分子：高等学校、高等専門学校在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	母子 66.5% 父子 57.9% (58.5%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (1.4%)	1.5% (1.4%)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 令和5年度調査（平成30年度調査）
10	小・中学校における不登校児童生徒数	6,210人	346,482人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
11	高校における不登校生徒数	1,095人	68,770人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
12	就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	88.0% (62.5%)	83.2% (65.6%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
13	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	95.8% (48.0%)	85.8% (47.2%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）

14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	96.0% (52.0%)	86.6% (56.8%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
15	滞納経験（電気・ガス・水道） ひとり親世帯	—	電気 6.9% (14.8%) ガス 6.4% (17.2%) 水道 8.4% (13.8%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
16	滞納経験（電気・ガス・水道） 子どものいる全世帯	—	電気 2.2% (5.3%) ガス 1.9% (6.2%) 水道 2.2% (5.3%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
17	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	—	食品 20.8% (34.9%) 衣服 18.8% (39.7%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
18	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子どものいる全世帯）	—	食品 12.0% (16.9%) 衣服 13.7% (20.9%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	平成29年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
20	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	平成29年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
21	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	78.7% (89.3%)	83.0% (80.8%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
22	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	84.4% (92.9%)	87.8% (88.1%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	46.4% (39.6%)	50.7% (44.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	68.0% (60.5%)	71.4% (69.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
25	子どもの貧困率（国民生活基礎調査）	—	11.5% (14.0%)	令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数

26	子どもの貧困率（全国消費実態調査）	—	10.3% (7.9%)	令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
27	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（国民生活基礎調査）	—	44.5% (48.3%)	令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子どものいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
28	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（全国消費実態調査）	—	53.3% (47.7%)	令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：大人（18歳以上）一人と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数
29	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	56.4% (48.5%)	46.8% (42.9%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
30	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	30.0% (20.4%)	28.2% (20.8%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
31	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（母子世帯）	33.2% (27.2%)	28.1% (24.3%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている母子世帯の親の数
32	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（父子世帯）	13.3% (11.1%)	8.8% (3.2%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている父子世帯の親の数
33	児童相談所における児童虐待相談対応件数	—	207,660件	国：厚生労働省「福祉行政報告例」（令和3年度） 府：児童相談所が虐待通告を受け付けた件数（令和3年度）
34	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	—	① 1.8% ② 2.3% ③ 4.6% ④ 7.2% ⑤ 2.9%	国：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 ①中学2年生 ②全日制高校2年生 ③定時制高校2年生相当 ④通信制高校生 ⑤大学3年生 ※①～④は令和2年度、⑤は令和3年度に実施。
35	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	—	40.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
36	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	54.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
37	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	98.1%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」

第百八十三回通常国会  
第二次安倍内閣

子どもの貧困対策の推進に関する法律をここに公布する。  
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律  
(令六法六八・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第八条)  
第二章 基本的施策(第九条—第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(令元法四一・令六法六八・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(令六法六八・追加)

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第二条繰下・一部改正)

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第三条繰下・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第四条繰下・一部改正)

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(令六法六八・旧第五条繰下・一部改正)

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(令六法六八・旧第六条線下)

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第七条線下・一部改正)

## 第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(令元法四一・令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第八条線下・一部改正)

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第九条線下・一部改正)

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十条線下・一部改正)

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十一条線下・一部改正)

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十二条繰下・一部改正)

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・旧第十三条繰下・一部改正)

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・追加)

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第八九号で令和元年九月七日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律の施行後は、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(次項及び次条において「新法」という。)第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

2 旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画(変更があったときは、その変更後のもの)又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画(変更があったときは、その変更後のもの)は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約\*の精神ののっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(\*子ども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者である子どもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。) 2

### 子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神ののっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- ① **子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
  - ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
  - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。
- ② **子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
  - ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
  - ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者が様々な状況において声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。
- ③ **子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
  - ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
  - ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- ④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
  - ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
  - ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**
  - ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
  - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立つて、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

## こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

## こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 (『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- 地方公共団体等における取組促進 (上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM (仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制 (総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

## こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目標 (別紙1)	(目標値)	指標 (別紙2)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合</li> <li>・こどもの貧困率</li> <li>・里親等委託率</li> <li>・児童相談所における児童虐待相談対応件数</li> <li>・小・中・高生の自殺者数</li> <li>・妊産婦死亡率</li> <li>・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合</li> <li>・いじめの重大事態の発件数</li> <li>・不登校児童・生徒数</li> <li>・高校中退率</li> <li>・大学進学率</li> <li>・若年層の平均賃金</li> <li>・50歳時点の未婚率</li> <li>・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合</li> <li>・合計特殊出生率</li> <li>・出生数</li> <li>・夫婦の平均理想/予定こども数</li> <li>・理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合</li> <li>・男性の育児休業取得率</li> <li>・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間</li> <li>・ひとり親世帯の貧困率</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	70%	
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持 ※97.1%	
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

目指す社会…こどもまんなか社会

## 京都府子どもの貧困対策検討会開催経過

	開催日	主 な 協 議 内 容
第1回	令6. 5. 27	子どもの貧困対策推進計画の見直しについて
第2回	令6. 7. 26	子どもの貧困対策推進計画(骨子案)に係る協議
	令6. 8. 27～令6. 10. 11	子ども・若者ヒアリング(部会4回、個別ヒアリング3回)
第3回	令6. 11. 1	子どもの貧困対策推進計画(中間案)に係る協議
	令6. 12. 17～令7. 1. 7	中間案に対する府民意見(パブリックコメント)募集
第4回	令7. 2. 6	子どもの貧困対策推進計画(最終案)に係る協議
—	令7. 3. 31	子どもの貧困対策推進計画の策定

## 京都府子どもの貧困対策検討会委員

区分	団 体	氏 名
有識者	京都府立大学 名誉教授	◎小 沢 修 司
	大阪公立大学大学院 教授	五 石 敬 路
	京都華頂大学 教授	流 石 智 子
	立命館大学 教授	柏 木 智 子
就労福祉	京都ジョブパークカウンセラー	中 井 美 嘉
	京都自立就労サポートセンター長	加 藤 義 明
	京都府社会福祉協議会事務局 次長	神 戸 望
	京都府母子寡婦福祉連合会 母子部長	神 村 有 美
教育	京都府小学校校長会(宮津市立宮津小学校長)	糸 井 政 文
	京都府私立中学高等学校連合会 会長	佐々井 宏平
	京都府立高等学校校長会(京都府立朱雀高等学校長)	塩 川 拓 司
	京都府中学校校長会(京田辺市立培良中学校長)	家 村 隆 宏
民間団体等	NPO法人山科醍醐こどものひろば 相談役	村 井 琢 哉
	NPO法人NPO亀岡人権交流センター 理事長	杜 恵 美 子
	NPO法人きょうと藤の木セカンドハウス 代表理事	山 内 忠 敏
	龍谷大学 学生	田 中 優 也
市町村	京都府市長会(宇治市福祉こども部こども福祉課長)	永 池 孝 二
	京都府町村会(精華町健康福祉環境部子育て支援課長)	石 崎 勝 己

◎検討会座長